

令和元年度鴨川市文化財保護審議会

令和元年8月29日 午後2時
鴨川市文化財センター 学習室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会長、副会長の選出

4. 議 件

(1) 「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」の指定について

(2) その他

報 告

1. 県指定有形文化財「大山寺不動堂 附棟札1枚」の文化財調査について

5. その他

6. 閉 会

鴨 川 市 文 化 財 保 護 審 議 会 委 員 名 簿

氏 名	住 所	生年月日	分 野	備 考	
渡邊 宏	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	有形文化財 (建築)	元明石工業高等専門学校教員	継続
松原智美	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	有形文化財	中野区文化財保護審議委員 津田塾大学非常勤講師	継続
佐藤恵重	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	有形文化財	元安房博物館上席研究員 元長狭中学校長	継続
小谷善親	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	有形文化財	元小湊小学校長 善龍寺住職	継続
富樫辰也	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	記念物（海洋）	千葉大学海洋バイオシステム 研究センター 教授	継続
尾張敏章	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	記念物（植物）	東京大学大学院農学生命科 附属演習林 林長補佐	新規

任期：平成３１年４月１日～平成３３年３月３１日

鴨川市文化財の保護に関する条例（抜粋）

第4章 文化財保護審議会

（設置）

第24条 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するため、法第190条第1項の規定により鴨川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第26条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事）

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4. 議件

- (1) 「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」の指定について
(別添資料1)

①諮問理由

「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」について、所有・管理する石井浩氏ほか関係者より、市指定文化財への指定の要望があり、調査の結果、下記の内容と価値が明確となった。

その内容に基づいて、「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」が市指定有形文化財に指定する価値を有しているか否かについて、鴨川市文化財保護審議会に諮問する。

②諮問物件及び諮問内容

「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」の価値

江戸幕府直轄の牧、「嶺岡牧」の全体像を示す江戸時代の資料としては貴重な絵図。牧の管理を担った牧士の家系である坂東の石井家に所蔵され、良好な状態で保存されている。

記載されている内容から、「房州峯岡山野絵図」は享保10年頃、「房州朝夷郡柱木野絵図」は享保10年から11年前半頃に製作されたものと推測される。ただし、オリジナルの絵図ではなく写されたものと考えられ、写された時期については確認ができない。

以上の点から、八代将軍・徳川吉宗の時代、享保10年前後、「嶺岡牧」が幕府直轄牧として再整備された当初の全体像を現代に伝える貴重なものである。

※平成30年3月20日並びに平成31年3月27日にそれぞれ開催された文化財保護審議会での事前協議では、審議会委員の総意として、鴨川市指定有形文化財に指定する価値を有しているとの結論に至っている。

③「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」の指定内容

「房州峯岡山野絵図」と「房州朝夷郡柱木野絵図」の二枚を鴨川市指定有形文化財に指定する。

(2) その他

①報告

県指定有形文化財「大山寺不動堂 附棟札1枚」の文化財調査について
(別添資料2)



鴨川市文化財保護審議会 様

鴨川市有形文化財の指定について（諮問）

「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」の鴨川市有形文化財の指定について、鴨川市文化財の保護に関する条例第4条第2項の規定による所有者の同意を得、鴨川市文化財の保護に関する条例施行規則第2条第1項による調査書を作成しましたので、同条例第4条第3項の規定により、諮問します。

令和元年 7月 1日

鴨川市教育委員会



鴨 川 市 文 化 財 指 定 同 意 書

令和元年 5月22日

鴨 川 市 教 育 委 員 会 様

所有者（管理者） 住 所 鴨川市坂東102

氏 名 石 井 浩



私が所有しております、「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」
を市指定文化財として指定することに同意いたします。

なお、指定された場合には、鴨川市文化財の保護に関する条例を遵守することを誓約いたします。

調 査 書

令和元年 5 月 22 日

所有者 住所 鴨川市坂東102

氏名 石井 浩



1. 名 称 「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図(享保年間控)」
2. 員 数 絵図二枚
3. 指定種別 鴨川市指定有形文化財
4. 所 有 者 石井 浩
5. 寸 法 房州峯岡山野絵図 縦1220×横2735mm
房州朝夷郡柱木野絵図 縦895×横813mm
6. 年 代 享保10年(1725)頃
7. 特 徴

江戸幕府直轄の牧、「嶺岡牧」の全体像を示す江戸時代の資料としては貴重な絵図。牧の管理を担った牧士の家系である坂東の石井家に所蔵され、良好な状態で保存されている。

享保8年(1723)から牧士を務めた「石井孫左衛門」の名が記されている点、絵図の内容が、享保12年に嶺岡牧が「西一牧」「西二牧」「東上牧」「東下牧」の四牧に分けて管理される以前の状況、特に享保10年から11年の幕府領代官、領主名を記録していると判断される点などから、「房州峯岡山野絵図」は享保10年頃、「房州朝夷郡柱木野絵図」は享保10年から11年前半頃に製作されたものと推測される。

現在、この二枚の絵図は分割されているが、両方の絵図に描かれた曾呂川の位置関係から、もともと一枚の大きな絵図に嶺岡と柱木の両牧が描かれていた、もしくは、一枚の大きな絵図としても利用できるように合わせられたものとも推測される。

諸記録によると、代官・厩方による「改」が、享保10年1月頃に嶺岡牧、享保11年に柱木牧で行なわれており、この絵図二点はその結果としてそれぞれ製作された可能性もある。

また、「石井孫左衛門控」と記されていることから、この二点はオリジ

ナルの絵図ではなく写されたものと考えられるが、写された時期については確認ができない。おそらくオリジナルの絵図は、幕府が管理していたと推測されるが、その絵図が現在まで伝存しているか否かは不明である。

以上の点から、この二枚の絵図は、八代将軍・徳川吉宗の時代、享保10年前後、「嶺岡牧」が幕府直轄牧として再整備された当初の全体像を現代に伝える貴重な資料として、高い価値を有している。

8. 詳細

①「房州峯岡山野絵図」

イ. 牧の範囲内には、高低や形状など様々な山（丘）が描かれ、その多くに呼称が記されている。

ロ. 牧の境界線上には、隣接する村々（野付村）の境となる地点が赤い点で示されている。

ハ. 野馬の水呑み場となる場所が、大小様々な青色の円形で58ヶ所示されている。

ニ. 野馬を捕獲するための施設「馬捕り場」が西牧・東牧にそれぞれ1ヶ所ずつ設けられている。

ホ. 周囲の村から牧へ入る経路及び牧の範囲内の道筋が赤色の線で記されている。

ヘ. 牧の範囲内から流れ出る小川や沢が青色の線で記されている。

ト. 牧の維持と管理のための労役を担う周囲54ヶ村の村名と石高、支配する領主名・代官名が、私領・公領の色分けとともに、楕円形の中に記されている。

チ. 嶺岡牧の北に加茂川、南に曾呂川が記されている。

②「房州朝夷郡柱木野絵図」

イ. 牧の範囲内には、高低や形状など様々な山（丘）が描かれ、その多くに呼称が記されている。

ロ. 牧の境界線上には、隣接する村々（野付村）の境となる地点が赤い点で示されている。

ハ. 周囲の村から牧へ入る経路及び牧の範囲内の道筋が赤色の線で記されている。

ニ. 牧の範囲内から流れ出る小川や沢が青色の線で記されている。

ホ. 牧の維持と管理のための労役を担う周囲13ヶ村の村名と石高が支配する領主名・代官名が、私領・公領の色分けとともに、楕円形の中に記されている。

ヘ. 野馬を捕獲するための施設「馬捕り場」の位置は記されていない。

ト. 野馬の水呑み場としては、2ヶ所が示されている。

チ. 牧の東北に曾呂川が、西に丸山川が記されている。

リ. 曾呂川の南に、独立峰として「鷹鶴山」（高鶴山）が描かれている。

「房州峯岡山野絵図」



縦1220×横2735mm

「房州朝夷郡柱木野絵図」



縦895×横813mm

県指定有形文化財「大山寺不動堂 附棟札1枚」の文化財調査について（報告）

- 日時 令和元年6月18日 10時30分～13時30分
- 調査対象 県指定有形文化財（建造物） 大山寺不動堂 附棟札（享和二年在銘）
- 立会者 県文化財審議委員・金出ミチル、県文化財課職員2名
金本住職、NPO法人大山寺の修復を考える会、地元総代、他
市文化財審議員・渡辺、市生涯学習課・石川、高橋

事務所にて意見交換の後、不動堂の实地調査を行なった。

＜不動堂の状況についての概要＞

- 全体が傾き、やや沈んでいるが、全体の大きさと経過年数から考えれば大きな傾き、沈みではない。建てられている地盤はよい。
- 屋根は銅板の前は茅葺ということだが、その前は、屋根の構造から柿葺（こけらぶき、代表的な板葺の手法）だった可能性がある。



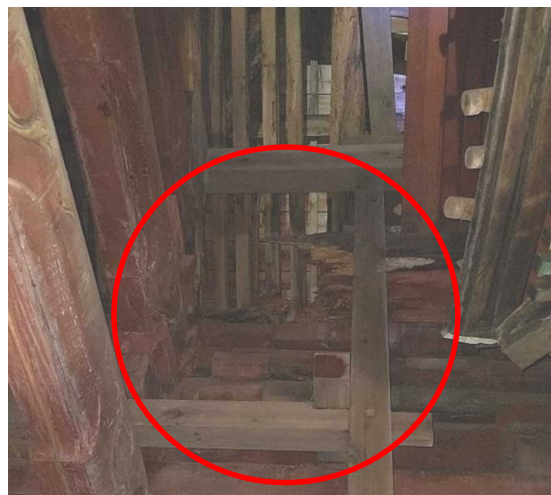
- 軒下は保管しているものをどける必要がある。風通しをよくしないと、湿気がたまる。
- ・保管場所を用意する必要があり後回しになっている。
 - ・シロアリがいるのは確認している。→ ○シロアリがいるのなら駆除はすぐに
- 雨が落ちる部分から内側にコケがあるのは、排水がうまくいっていないせいで湿気がたまるから。
- 土台廻りは、礎石が半分隠れるほどの土盛をして、屋根から落ちた水が内側に流れないようにすること。また埋まっている礎石は掘り出して、木に土からの湿気が移らないようにする。



- 北側の組木がゆがみ、飛び出ている。雨漏りの原因と思われる。
 - ・北側の斜面にあった杉が倒れて屋根にあたったことがある。
- 歪みが生じている北側の内部では、梁が外れる、又は折れている。
 - ・補助を受け修理し、支えるための応急処置をした。また長狭町時代にも修理をしている
- 修復計画を立てる時に確認調査は必要となる
 - ・史料を確認して情報を再度集める。
- 状態としては、北側の梁の破損とそれに伴う雨漏りが大きな課題。周囲の高欄も傷んでいるが、化粧の部分なので後回しでよい。

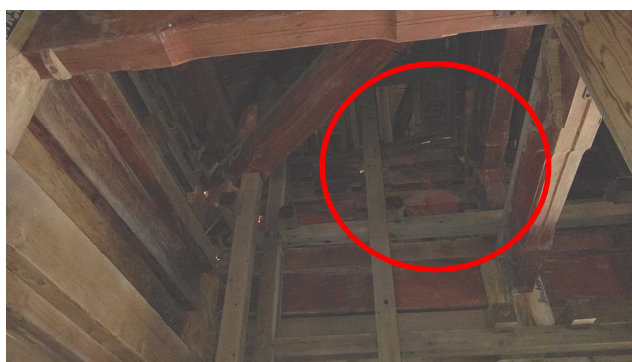


組物の外へのゆがみ



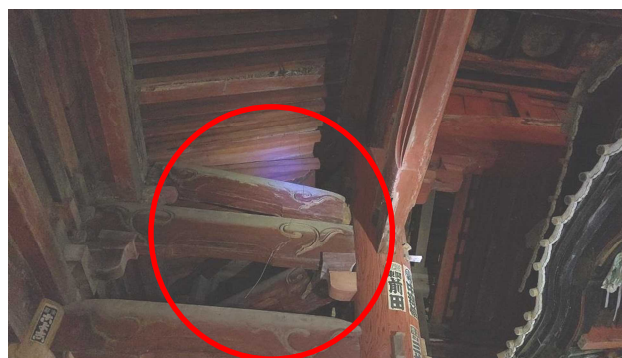
梁の破損

※修復時に新しい柱などで補強



梁のゆがみ（外側）

※修復時に新しい柱などで補強



梁の破損（内側）

<今後について> 県文化財課より

9月の県文化財審議会に報告書を提出する。報告書と結果は送付する。
 現在の課題等を記載。具体的な修理方法や金額までは掲載されない。
 それを元に優先順位を含め、県・市・地元で協議するのが望ましい。
 連絡いただければ、相談・意見交換など今後も来訪する。